役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人　はばたきの里
軽費老人ホームＡ型　　いこいの園
特別養護老人ホーム　第二いこいの園 ・第二いこいの園短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホーム　第三いこいの園 ・はばたきの里居宅介護支援事業所
広島市己斐・己斐上地域包括支援センター

平成２９年４月１日制定施行
令和　８年１月１日最終改正

社会福祉法人はばたきの里役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は，社会福祉法人はばたきの里（以下「この法人」という。）の定款第９条及び第２３条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。

（４）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

（１）常勤の役員　　報酬

（２）非常勤の役員　　報酬

（３）評議員　　報酬

２　前項第１号の常勤の役員が勤務時間内に理事会、評議員会及びその他の会議（以下「理事会等」という。）に出席した場合は、報酬等を支払わない。ただし、勤務時間外に出席した場合の報酬は別表第１に定める額とする。

３　前項第２号の非常勤の役員のうち職員を兼務する役員が勤務時間内に理事会等に出席した場合は、報酬等を支払わない。ただし、勤務時間外に出席した場合の報酬は別表第２に定める額とする。

（報酬等の額の算定方法）

第４条　常勤の理事に対する報酬及び退職慰労金の額は別表第１に定める額とする。

２　非常勤の役員に対する報酬及び退職慰労金の額は別表第２に定める額とする。

３　評議員に対する報酬及び退職慰労金の額は、別表第３に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第５条　常勤の理事に対する報酬等及び費用（旅費を除く）は当月分を翌月１５日に支払うものとする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たる場合は、直前の営業日に支払うものとする。

２　非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

３　報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

４　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第６条　役員又は評議員が出張する場合は、別表第４により、旅費を支給する。

２　役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（端数の処理）

第７条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（１）５０銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（２）５０銭以上１円未満の端数については、これを１円に切り上げる。

（公表）

第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１号に定める報酬等の基準として公表する。

（補則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は，平成２９年　４月　１日より施行する。

（平成２９年　６月１１日　評議員会決議）

この規程は、平成２９年　６月１１日から施行する。

（平成２９年　７月２３日　評議員会決議）

この規程は、平成２９年１２月１０日から施行する。

（平成２９年１２月１０日　評議員会決議）

この規程は、平成２９年　７月　１日から施行する。

（平成３０年　３月２５日　評議員会決議）

この規程は、平成３１年　４月　１日から施行する。

（令和　元年　６月２３日　評議員会決議）

この規程は、令和　８年　１月　１日から施行する。

（令和　７年１２月２１日　評議員会決議）

別表第１　理事長の報酬

（１）月額報酬

役職名	報酬額	支給単位
理事長	０円	月

（２）理事会等への出席等

用　務	報酬額	支給単位
理事会等会議への出席	１０，３１５円	１　回
会議以外の法人業務の執行	５，１５７円	１　回

（３）退職慰労金

職員の例による

別表第２　非常勤役員の報酬

（１）理事

用　務	報酬額	支給単位
理事会等会議への出席	１０，３１５円	１　回
会議以外の法人業務の執行	５，１５７円	１　回

（２）監事

用　務	報酬額	支給単位
理事会等会議への出席	１０，３１５円	１　回
監事監査への出席	１５，４７３円	１　回
会議以外の法人業務の執行	５，１５７円	１　回

（３）退職慰労金

在任期間１年につき１万円とする。なお、１年未満の年は１年に切り上げる

別表第３　評議員の報酬

（１）退職慰労金以外

用　務	報酬額	支給単位
評議員会への出席	１０，３１５円	１　回
会議以外の法人業務の執行	５，１５７円	１　回

（２）退職慰労金

在任期間１年につき１万円とする。なお、１年未満の年は１年に切り上げる

別表４　旅費

鉄道、船、航空、車賃	宿泊料	日当	その他
実　費	１０，０００円	１５，４７３円	実　費